

飯塚市新しい生活様式対応事業者応援金支給要綱

令和3年9月24日

飯塚市告示第303号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策に関する取組をしている市内事業者の事業継続を応援することを目的として、予算の範囲内で飯塚市新しい生活様式対応事業者応援金(以下「新様式応援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は医療法人、農業法人、NPO法人等の会社以外の法人で飯塚市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 店舗等 中小企業者又は会社以外の法人が営む施設をいう。

(対象者)

第3条 新様式応援金の支給の対象となる者は、現に飯塚市内で事業を営む中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、新様式応援金の支給の対象としない。

- (1) 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の無店舗小売業、その他の宿泊業、政治・経済・文化団体、宗教に分類される者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっている者
- (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している
 - イ 暴力団員が実質的に運営している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
(積算の対象となる経費)

第4条 新様式応援金の積算の対象となる経費は、店舗等において令和3年4月1日から令和3年11月30日までに感染防止対策の取組に要した費用とする。ただし、国又は福岡県の補助金支給を受けた経費を除く。

(新様式応援金の額)

第5条 新様式応援金の額は、前条の対象経費に相当する額(当該費用に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、福岡県感染防止認証制度の対象事業者においては5万円、その他は10万円を上限とする。

(支給等の申請)

第6条 新様式応援金の支給を受けようとする者は、新しい生活様式対応事業者応援金申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請は1中小企業者につき1回限りとする。

(1) 感染防止対策の取組に要した費用の明細及び購入・工事契約書又は支払いが分かる書類

(2) 感染防止対策として導入した設備又は購入物品の写真

(3) 振込口座の通帳の写し

(4) 誓約書

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請期間)

第7条 新様式応援金の申請期間は、令和3年9月27日から令和3年11月30日までとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、新様式応援金の申請があったときは、支給の可否を審査し、適当と認めるときは、支給決定通知書により通知するものとする。

(新様式応援金の返還等)

第9条 新様式応援金の支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、新様式応援金の支給の決定の全部又は一部を取り消し、既に支給した新様式応援金があるときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正の行為があったとき。

(2) その他この告示に違反したとき。

(補則)

第10条 新様式応援金の申請等に必要な様式は、市長が別に定める。

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。